

令和3年度第1回香川地方最低賃金審議会議事録

令和3年6月30日

高松サンポート合同庁舎

北館702会議室

出席者	公益側	東、籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、立石、土田、中村、藤田
	使用者側	綾田、窪田、友國、濱田、渡部

- 議 題 (1) 会長、会長代理の選出について
(2) 香川県最低賃金の改正諮問について
(3) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
(4) 令和3年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
(5) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
(6) その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第1回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また、大変蒸し暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、すべての委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は第1回目の会議ですので、会長並びに会長代理が選出されるまでの間、事務局にて、賃金室長の私、谷口が司会、進行をさせていただきます。

それでは、初めに松瀬香川労働局長からご挨拶を申し上げます。

○松瀬労働局長

香川労働局長の松瀬でございます。

本日は、ご多忙の中、また、大変暑い中、令和3年度第1回香川地方最低賃金審議会にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また、委員の皆様には、労働行政、とりわけ最低賃金制度について格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金を巡る状況といたしましては、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」とされています。

また、6月22日に第60回中央最低賃金審議会が開催され、三原厚生労働副大臣から令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問がなされ、その席上、三原厚生労働副大臣からは、「ポストコロナを見据え、経済の好循環を実現するためには、最低賃金を含めた賃金の引上げを継続していくことが不可欠です。

賃上げしやすい環境整備に向けて、中小企業における設備投資やIT化といった生産性向上の取組に対する支援や、下請事業者の取引環境の適正化などに、政府一丸となって取り組んでまいりました。

審議会におかれましては、政府の取組も視野に入れながら、より早期の全国加重平均1,000円の実現への第一歩となるよう、ご審議をお願いしたい。」旨の発言がありました。

後ほど、香川県最低賃金の改正決定につきましても諮問をさせていただきますが、こうした状況についても十分考慮いただきながら、今期の円滑な審議につきましてもご配慮いただき、審議会の総意として、是非とも全会一致での答申をいただけますようお願い申し上げます、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

○賃金室長

マスコミの方におかれては、一旦ここでカメラ撮影を止めてください。

続きまして、本日の資料についてご確認願います。会議次第、資料目次がございまして、

資料No. 1 (P1) 第 54 期香川地方最低賃金審議会委員名簿

資料No. 2 (P3) 香川地方最低賃金審議会運営規程 (案)

資料No. 3 (P5) 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程 (案)

資料No. 4 (P7) 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程 (案)

資料No. 5 (P9) 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱 (案)

資料No. 6 (P11) 第 54 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿 (案)

資料No. 7 (P13) 令和 3 年度最低賃金の審議の進め方等について (案)

資料No. 8 (P15) 令和 3 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表

資料No. 9 (P19) 令和 2 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料No. 10 (P21) 経済財政運営と改革の基本方針 2021 等

資料No. 11 (P23) 香川の賃金概況 (令和 3 年)

資料No. 12 (P35) 香川県の雇用情勢 (令和 3 年 5 月分)、労働市場の動向 (令和 3 年 5 月)

資料No. 13 (P41) 香川県内経済情勢報告 (令和 3 年 4 月)

資料No.14(P51) 香川県金融経済概況(2021年6月10日)

資料No.15(P57) 「最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請」(全国労働組合総連合四国地区協議会)

資料No.16(P59) 「JAL解雇撤回と最賃1500円を実現する要請書」
(JAL解雇撤回・最賃全国キャラバン四国実行委員会)

別途配付資料

- ① 令和3年度版最低賃金決定要覧
- ② 2021(令和3)年度労働行政のとりくみ(香川労働局)
- ③ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ④ 令和3年度「業務改善助成金」のご案内
- ⑤ 「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内
- ⑥ 「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内
- ⑦ 「働き方改革推進支援助成金」労働時間適正管理推進コースのご案内

を机上に置かせていただいておりますが、不足等はありませんか。

(各委員より「はい。」の声あり)

○賃金室長

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。今年4月21日付けで第54期の委員を任命させていただきます。

資料No.1(P1)の名簿の順にお名前をご紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、東委員、籠池委員、春日川委員、柴田委員、高塚委員でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、大島委員、立石委員、土田委員、中村委員、藤田委員でございます。藤田委員は今期から新しく任命されております。

次に、使用者代表委員といたしまして、綾田委員、窪田委員、友國委員、濱田委員、渡部委員でございます。渡部委員は今期から新しく

任命されております。

以上の 15 名でございます。

なお、任期につきましては、令和 5 年 4 月 20 日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて事務局側ですが、労働局長の松瀬、労働基準部長の松本、賃金室長の谷口、室長補佐の塩田、賃金指導官の杉本、労災保険給付調査官の橘川、賃金調査員の白方でございます。

労働局長の松瀬につきましては、今年 3 月末の異動で、賃金室長の谷口、室長補佐の塩田につきましては、今年 4 月の異動で、着任しております。

今年度はこの体制で、審議会の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）の「会長、会長代理の選出」から始めさせていただきます。

本日配付の書籍「最低賃金決定要覧」の 146 頁にございますが、最低賃金法第 24 条第 2 項では、「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とあり、また同条第 4 項では、「会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と規定されております。

従来、公益代表委員の間で会長及び会長代理の候補を相談し、委員の皆様のご承認を得て決定してまいりましたが、今期につきましても従来どおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

○賃金室長

はい、ありがとうございます。

あらかじめ各公益代表委員のご意見をお伺いしたところ、全委員の総意により会長には柴田委員、会長代理は東委員ということでございました。ご異議ございませんでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

○賃金室長

それでは、柴田会長及び東会長代理に、それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。

初めに柴田会長、よろしくお願いいたします。

○柴田会長

ただ今、委員の皆様のご承認をいただきまして、会長職を仰せつかることになりました柴田でございます。

本審議会では、最低賃金法の趣旨や中央最低賃金審議会から示される目安等を踏まえながら、労使の合意が図られますよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場でそれぞれのご主張がおりと思いますけれども、本年度はぜひとも全会一致での答申に至りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○賃金室長

続いて東会長代理、よろしくお願いいたします。

○東会長代理

会長代理に選出されました東でございます。

会長代理として微力ではありますが、柴田会長を支えて円滑な審議会の運営に努めたいと思いますので、委員の皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは、会長並びに会長代理が決まりましたので、これからの議事進行は会長をお願いしたいと思います。

マスコミの方におかれては、カメラ撮影を再開していただいて構い

ません。

○柴田会長

それでは、議題（２）の「香川県最低賃金の改正諮問について」で
ございます。

改正諮問についてよろしく申し上げます。

○賃金室長

それでは、労働局長から会長へ諮問文をお渡しします。

（労働局長から、諮問文を会長へ手交）

○柴田会長

事務局から、諮問文の写しを各委員に配付してください。

（事務局より各委員へ諮問文(写)を配付）

○柴田会長

皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。それでは、事務局で読み上
げてください。

○賃金室長補佐

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

香労発基 0630 第 1 号

令和 3 年 6 月 30 日

香川地方最低賃金審議会会長 殿

香川労働局長 松瀬 貴裕

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、香
川県最低賃金（昭和 55 年香川労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改
正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月
18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同

日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議をお願いする。
以上です。

○柴田会長

ただ今の労働局長からの諮問について、何かご意見、ご質問等がございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

それでは、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を受けることにいたします。

○賃金室長

マスコミの方におかれては、ここでカメラ撮影を終了し、退室のほどお願いします。

○柴田会長

会議次第に従いまして、議題(3)に入ります。

「香川地方最低賃金審議会運営規程」等について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、資料No.2(P3)から資料No.6(P11)につきまして、説明させていただきます。

資料No.2(P3)が「香川地方最低賃金審議会運営規程(案)」、資料No.3(P5)が「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)」、資料No.4(P7)が「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程(案)」、資料No.5(P9)が「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱(案)」、資料No.6(P11)が「第54期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿(案)」となっております。

それぞれ読み上げは省略させていただき、これらの内容を簡単に説明させていただきます。

まず、資料No. 2 (P3)の「香川地方最低賃金審議会運営規程(案)」をご覧ください。これは、審議会の議事運営について定めたものでございます。第3条では、「会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されております。

小委員会は会長が指名した公労使3名ずつ計9名の委員で構成され、委員長及び委員長代理は公益代表委員をあてることになっております。

そして、小委員会におきましては、従来、特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただいております。

本年度におきましても、特定最低賃金について、関係労使からの改正等の申出の後、「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただくこととなります。

この小委員会の運営に関しましては、資料No. 3 (P5)の「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)」を配付しておりますのでご覧ください。

また、資料No. 6 (P11)として、あらかじめ皆様にご意見をいただき作成した「第54期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿(案)」を配付しております。

公益代表委員は、東委員、籠池委員、柴田委員を、労働者代表委員は、大島委員、立石委員、中村委員を、使用者代表委員は、窪田委員、濱田委員、渡部委員を候補とさせていただきます。

続いて、資料No. 2 (P3)の「香川地方最低賃金審議会運営規程(案)」に戻っていただき、第6条では、会議は原則として公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが

ある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定されております。

また、第7条では、議事録及び会議の資料は原則として公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる旨、そして、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする旨、規定されております。

これらの規定を踏まえ、当審議会のこれまでの取り扱い、本審については、会議を公開とし、議事録及び会議資料についても公開となっております。運営小委員会については、会議を非公開として、議事要旨を公開しております。

次に、規定の改正について、説明します。

これまで、議事録につきましては、会長及び会長の指名した委員2人に署名をしていただいていた。政府としての押印廃止の流れを踏まえ、令和3年5月21日に開催された中央最低賃金審議会において議事録における署名が廃止されました。このことを受けて、当審議会におきましても、署名を廃止にするものです。ただし、議事録の信ぴょう性を担保する必要があることから、会長及び会長の指名した委員2人に議事録を確認していただくことにしてはどうかと考えています。具体的には、会長及び会長の指名した委員2人に確認していただき、議事録の内容に誤りがなければ、相違がない旨、メール等で事務局に送っていただくことにしたいと考えています。

その他、文言の整理からの修正を行っています。

次に、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会についてです。

本日、香川県最低賃金について、改正諮問を行わせていただきましたが、これを受けまして、最低賃金法第25条第2項により、香川県

最低賃金専門部会を設置することとなります。

本日お配りしている「令和3年度版最低賃金決定要覧」の146頁に記載されていますが、最低賃金法第25条第2項には、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされており、これに基づいて、香川県最低賃金専門部会を設置します。

専門部会は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。

このため、労使各3名ずつの委員の推薦のための公示を本日举行うことといたします。締め切りは、7月14日を考えています。

そして、資料No.4(P7)の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程(案)」をご覧ください。

次の頁になりますが、第7条では、会議は原則として公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定されております。

また、第8条では、議事録及び会議の資料は原則として公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる旨、そして、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする旨、規定されております。

この規定を踏まえ、当専門部会のこれまでの取り扱いは、会議を非公開として、議事要旨を公開しています。

次に、規定の改正についてですが、先ほど説明しました内容と同様に、議事録の署名を廃止し、議事録の確認に改正したいと考えています。

また、第8条第2項につきましては、香川地方最低賃金審議会運営規程の文言と統一させる改正を行いたいと思います。

次に、資料No.5(P9)「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱(案)」をご覧ください。こちらは、会議を公開する際の手続き等について定めたものとなります。

また、本日の資料No.15(P57)及び資料No.16(P59)には、労働団体等からの最低賃金引上げ等に関する要請を受けていますが、この中には、専門部会の公開についての要請も含まれているところです。

説明が大変長くなっていますが、資料No.2(P3)から資料No.6(P11)までの「香川地方最低賃金審議会運営規程(案)」、「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)」、「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程(案)」、「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱(案)」、「香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿(案)」についてご審議いただければと思います。

また、会議、議事録及び会議の資料の公開に関しまして、本審については公開とし、本審以外の運営小委員会、香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会については非公開として、議事要旨を作成して公開することについて確認いただければと思います。

さらに、議事録の署名を廃止するものの、信ぴょう性を確保するため、確認に文言変更を行うなどの規定改正についても、ご審議いただきたいと思います。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

ここで、審議会の公開に関して、私からの意見ですが、本審はすべて公開になっています。また、運営小委員会ですが、これは例年1回の会議開催となっており、先ほどの規程(案)を前提に考えた場合、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの要件に合致することから、会議を非公開にせざるを得ないと思いますが、香川県最低賃金専門部会については、例年4回の会議を開催しています。また、第1回目に含まれる非公開にせざるを得ない部分については少ないと思えます。そのため、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの非公開にせざるを得ない部分については、第2回目以降の会議に移動させるなどして、香川県最低賃金専門部会の第1回会議は公開にしてはどうかと思えます。皆様、いかがでしょうか。

(各委員より「意義なし。」の声あり)

○柴田会長

それでは、今申し上げたように、香川県最低賃金専門部会の第1回会議は公開とします。香川県最低賃金専門部会の第2回目以降の公開については、当専門部会で判断していただければいいものと思えます。

他にご意見はございませんか。

ないようですので、資料No. 2 (P3)から6 (P11)の「香川地方最低賃金審議会運営規程案」、「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程案」、「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程案」、「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱案」、「香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿案」については、「案」を取っていただき、ただいまご審議いただいた内容をもって、本日から施行することといたします。

したがいまして、資料No. 2 (P3)の「香川地方最低賃金審議会運営規程」第3条に基づき、本審議会に運営小委員会を設置いたしますと

もに、運営小委員会委員名簿のとおり委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、会議、議事録及び資料の公開に関しましては、本審及び第1回香川県最低賃金専門部会につきましてもは公開とし、運営小委員会及び特定最低賃金専門部会につきましてもは非公開として、議事要旨を作成して公開することにします。

そして、議事録につきましてもは、資料No.2(P3)の「香川地方最低賃金審議会運営規程」第7条により、「会長及び会長の指名した委員2人が確認するものとする。」とされております。この確認についてですが、労働者側 立石委員、使用者側 窪田委員にお願いしたいと思います。立石委員、窪田委員、よろしくお願いいたします。

なお、審議会当日にこのお二方がご欠席の場合は、それぞれ大島委員、渡部委員にお願いすることとし、さらにご欠席の場合には、審議会当日に出席された委員の中からお願いしたいと思いますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、次の議題(4)の「令和3年度最低賃金の審議の進め方等の承認について」とこれに関連する議題(5)の「最低賃金審議会令第6条第5項の決議について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

資料No.7(P13)の「令和3年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」をご覧ください。

これは、本年3月18日に開催されました令和2年度第7回の本審におきまして審議され、成案として今年度の審議会に申し送ることについて全委員から同意をいただいたものでございます。

本日ご承認いただければと思います。

審議の進め方の要点といたしましては、1の(1)香川県最低賃金は、特定(産業別)最低賃金に先行して調査審議すること、1の(2)

特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがあること、1の(4)専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とすること、1の(5)ですが、審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする、この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とするとしています。

2になります。香川県最低賃金の効力発生の日は令和3年10月1日を、次頁の3の(3)の特定最低賃金の効力発生の日は令和3年12月15日を、それぞれ努力目標としています。

3の(4)ですが、来年度の特定最低賃金の改正の申出については、本年度の最後の審議会において、その意向確認を行うこととしています。

次に、議題(5)の「最低賃金審議会令第6条第5項の決議」については、今も触れましたが、(P13)「令和3年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」の1の(5)の部分となります。

最低賃金審議会令第6条第5項(要覧P151)におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

この1の(5)におきましては、「審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。」と規定しています。

したがって、**「全会一致での香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」**ということでございます。

本日の審議会におきまして、改めてご確認をお願いします。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

ただ今承認をいただきましたので、資料No. 7 (P13)の「案」を取っていただき、本年度の最低賃金の審議につきましても、この「令和3年度最低賃金の審議の進め方等について」により審議を進めていくことといたします。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金室長補佐

読み上げさせていただきます。

令和3年度最低賃金の審議の進め方等について

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。

この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。

- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審

議を行うことができるものとする。

- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後 5 時 15 分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和 3 年 10 月 1 日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和 3 年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行う

ものとする。

効力発生の日については、令和3年12月15日を努力目標とする。

(4) 令和4年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。

では、今後の香川県最低賃金の審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

今後の審議等の予定について、説明させていただきます。

最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示を本日举行することといたします。締め切りは7月14日となります。

また、先ほども説明をしましたが、香川県最低賃金専門部会を設置することになります。

専門部会は最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。

このため、労使各3名ずつの委員推薦のための公示を本日举行することといたします。締め切りは7月14日となります。

その後、専門部会を4回程度開催し、審議の上、8月5日までに結審し、全会一致の結審になれば、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、改正決定の答申を行い、全会一致にならなかった場合は、本審で採決を行います。

その後、改正内容の公示を15日間行い、その間に異議申立てがあ

れば異議審を8月23日（月）午前10時から開催し、労働局長から異議申出の諮問を行い、異議についての審議の上、労働局長あて答申を行っていただきます。

同日、官報公示文を本省へ送付し、9月1日に官報に掲載されれば法定発効により30日経過した10月1日が発効日となります。

なお、異議がなければ、異議審は開催しません。

続いて、実地視察についてですが、令和2年度第7回本審において、新型コロナウイルス感染症の感染状況も見ながら、令和3年9月頃に船舶関係で実施予定ということで同意をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針が5月末まで最高レベルの「緊急事態対策期」であり、6月1日から20日までの間は1ランク下がり、「感染拡大防止集中対策期」、6月21日から7月11日までの間はさらに1ランク下がって、「感染拡大防止対策期」となっているところではありますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にありますので、実地視察は再延期をさせていただきたいと思っております。

○柴田会長

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

（各委員より「ありません。」の声あり）

○柴田会長

それでは、実地視察については、再延期することよろしいでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

○柴田会長

最後に、議題（6）の「その他」に入りたいと思っております。事務局の方で何かございますか。

○賃金室長

すでにお目通しいただいているとは思いますが、本年5月19日に全国労働組合総連合四国地区協議会から資料No.15(P57)「最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請書」が香川労働局長あて、提出されておりますのでご報告いたします。

また、本年6月4日にJAL解雇撤回・最賃全国キャラバン四国実行委員会から「JAL解雇撤回と最賃1500円を実現する要請書」が香川労働局長あて、提出されておりますのでご報告いたします。資料No.16(P59)でございます。

次に、本日の資料ですが、今後の審議の参考としていただくため、資料No.8(P15)から資料No.14(P51)をお配りしております。

資料No.8(P15)は、「令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」です。審議の進め方にありますように、地域別最低賃金10月1日(金)の発効を目指すとするならば、赤い矢印の部分を見ていただきたいのですが、左端の欄が答申日となりますので、8月5日(木)までに答申をいただく必要があります。そのすぐ下の行を見ていただいて、答申が翌日の8月6日(金)になると、発効は10月2日(土)になってしまいます。

重ねて申し上げますが、10月1日に発効するためには、8月5日(木)までに答申をいただかなければならないということになります。

17頁は特定最賃です。青い矢印の部分になりますが、例年どおり12月15日の発効を目指すとするならば、10月14日(木)までに答申をいただく必要があるということになります。

もし、その翌日の10月15日(金)の答申であれば、その発効は12月16日(木)となってしまいますので、12月15日には間に合わないこととなります。

資料No.9(P19)は、「令和2年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」です。

一番上の①から⑦が本審、それから運営小委員会、去年は7月31日

に開催しております。半分から下が専門部会でございます。香川県最低賃金では専門部会を4回開催しまして、そのうちの3回で金額審議を行っております。特定最賃4業種につきましても、それぞれ3回で答申をいただいております。

今年度も同じようなスケジュールで進めたいと思っておりますので、年間のスケジュール感と審議内容をつかんでいただければと思います。

資料No.10(P21)は、諮問文に引用させていただいております令和3年6月18日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2021」と「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」の抜粋でございます。

資料No.11(P23)は令和2年賃金構造基本統計調査の結果に基づく香川の賃金概況でございます。

ここで、令和2年賃金構造基本統計調査結果について、若干説明させていただきます。

賃金構造基本統計調査につきましては、令和2年調査より集計方法が見直されたことにより、令和2年調査結果と令和元年以前までの調査結果とは接続性を欠くものとなっております。金額が大幅に違う例を挙げますと、「項目4 短時間労働者（パートタイム）の時間給の推移」の資料出所の調査結果は、令和元年までは、医師、教員等の一部の職種に該当する短時間労働者で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超える者は除外して集計されていましたが、短時間労働者の全体像を把握するという観点から、令和2年調査からは、職種や賃金による除外を行わず、短時間労働者全体を集計対象とされています。

資料No.12(P35)は香川労働局職業安定部が6月29日に発表した令和3年5月の雇用情勢等です。雇用情勢判断は「求人が求職を上回って推移しているが、求人は弱含んでおり、求職者の増加の兆しもあいまって、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」とされております。

資料No.13(P41)は財務省四国財務局が4月に発表した香川県内経済情勢報告です。今回の総合判断としては、「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある。」とされております。

資料No.14(P51)は日本銀行高松支店が2021年6月10日に発表した香川県金融経済概況です。「香川県内の景気は、基調としては持ち直しに向かっているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、個人消費では引き続き弱い動きがみられている。」とされております。

また、本日配付している「最低賃金決定要覧」は、全国の最低賃金の決定状況や賃金に関する指標、関係法令や中賃の答申・報告などを掲載しております。

「労働行政のとりくみ」は、香川労働局の今年度の行政運営の主な内容について、広報のため取りまとめたものでございます。

続いて、各種リーフレットですが、厚生労働省において行っております中小企業・小規模事業者への各種支援制度等についてです。

一つは、中小企業からの各種相談に無料で対応する相談窓口である「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内です。

もう一つは、「業務改善助成金」のご案内で、事業場で最も低い賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者に対して、一定の要件を満たした場合に助成金を支給するというものです。

残りの3つは、「働き方改革推進支援助成金」の、

- ・労働時間短縮・年休促進支援コース
- ・勤務間インターバル導入コース
- ・労働時間適正管理推進コース

のリーフレットです。

それから、現在、最低賃金に関する基礎調査を実施しております。今後、専門部会におきまして、調査結果等を取りまとめ、ご説明申し上げる予定としております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○柴田会長

事務局からの説明及び審議会資料に関して、何かご意見、ご質問等ございますか。

○大島委員

資料で香川の賃金概況等を出していただいておりますが、労働者の平均で出しているということが見えますし、パートタイマーの時間給の推移についても平均値で出ているように見えます。

今後、議論していく中で、ただ単に平均というのではなく、今の香川県の採用賃金、特にパートタイマーの採用賃金が、実際にそれぞれの業種でこれくらいの賃金でないと採用できない、という資料がありましたら出していただきたい。おそらく高松市内だと、1,000円から1,200円という数字がよく出ています。

そのあたりの資料が、お互い論議する時に一つの目安になってくると思いますので、お出しいただいたらと思います。

○賃金室長

県内の職業別の採用賃金ということでございますので、ご提供させていただきますと思います。

○柴田会長

ありがとうございました。その他、事務局から何かありますか。

○賃金室長

この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。

以上です。

○柴田会長

それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言等、ございませんか。なければ、第1回本審を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――